

# 和歌山県河川砂利採取許可方針

平成25年 4月 1日 河第1号  
各建設部長あて 県土整備部長通知

県管理河川における砂利採取の許可方針を次のとおり定める。

- 1 この許可方針は、河川の砂利等の採取に関する法令等に規定のあるもののほか、砂利等を計画的かつ安全に採取させるための基本的な方針を定めることにより、河川の維持管理の適正化を図ることを目的とする。
- 2 河川管理者は、河川の維持管理及び河川工事の施行に支障がない箇所について、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可をするものとする。
- 3 許可期間や採取方法等については、次によるものとする。  
ただし、河川の保全、利用その他管理上支障を及ぼさない範囲で、河川管理者が認めた場合はこの限りではない。  
ア 許可及び認可の期間は、1年以内とする。  
イ 河川構造物等（河川管理施設及び許可工作物）からの保安距離は、別表1に定めるとおりとする。  
また、隣接地からの保安距離は、2メートル以上とする。  
ウ 掘削の切取高は、低水位から50センチメートル以上とする。  
エ 掘削は、局部的な深掘を生じないように行うものとする。  
オ 掘削や運搬にあたっては、公害防止の対策を講じるものとする。  
カ 掘削後は、河川の維持管理上支障のないように整地するものとする。  
キ その他必要な事項は、別途定めるものとする。

## 附 則

- 1 この許可方針は、平成25年4月1日から施行し、平成30年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この許可方針は、平成30年4月1日から施行し、平成35年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この許可方針は、令和5年4月1日から施行し、令和10年3月31日までとする。

別表 1

## 保安距離

施設の種別		大河川 (高水流量 5,000m <sup>3</sup> /s 以上)	中河川 (高水流量 5,000m <sup>3</sup> /s 未満 1,000m <sup>3</sup> /s 以上)	小河川 (高水流量 1,000m <sup>3</sup> /s 未満)	摘 要
河川管 理施設	堤 防	5 0 m	3 0 m	2 0 m	
	護 岸	3 0 m	2 0 m	1 0 m	
	床 固	2 0 0 m	1 5 0 m	1 0 0 m	
許可工 作物等	橋 梁	2 0 0 m	1 5 0 m	1 0 0 m	
	取水堰	2 0 0 m	1 5 0 m	1 0 0 m	樋門、樋管を含む。